

中間前金払制度の変更

H22. 1. 5

千葉県県土整備部建設・不動産課

千葉市中央区市場町1-1

043-223-3113

平成22年1月15日から中間前金払の対象工事の要件が緩和されました。

従来は、「請負代金額が100万円以上で工期が100日以上であること」となっていますが、「工期が100日以上であること」を必要としないこととしました。

「中間前金払制度」は、部分払に比べ、手順が簡単になっています。

1 対象工事

- ① 請負代金額が100万円以上であること
- ② 契約締結時に中間前金払が選択されていること

2 支払要件

次の要件を全て満たしていること。

- ① 工期が2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- ④ 既に前払金が支払済であること。

3 中間前金払の金額

請負代金額の10分の2以内

前払金と併せることにより、請負代金額の10分の6が利用できます。

4 認定手続

「認定請求書」及び「工事履行報告書」などにより認定を行い、原則として、現地確認検査は行いません。

ただし、保証事業会社の保証証書が必要です。

※ 中間前金払に関する手続の詳細については、千葉県の各発注機関及び東日本建設業保証（株）千葉支店（043-241-6101）にお問合せください。